

# 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度のご案内

## 住宅確保要配慮者とは… 住まい探しに困っている

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、移住者など

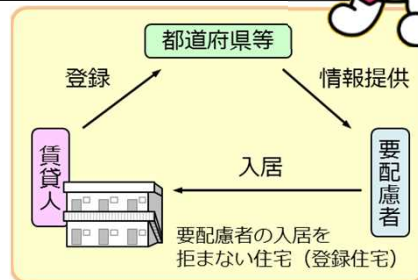
## セーフティネット住宅とは… 入居を拒まない賃貸住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅



## セーフティネット住宅のしくみ

(イメージ図)



○物件を都道府県等に登録  
→全国システムに掲載、広く情報提供されます。

○登録住宅は、2種類あります。

- ①入居を拒まない住宅
- ②専用住宅

○入居を拒まない要配慮者の範囲を限定できます。

## 主な登録基準

規模	○各戸の床面積は原則として25㎡以上(台所等が共用の場合は18㎡以上)
構造・設備	○各種法令等(Ex. 消防法, 建築基準法)に違反していないこと ○ <b>現行の耐震基準に適合していること</b> ○原則として、各戸に住宅設備(台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室)を備えていること
要配慮者の範囲	○特定の者について不当に差別的でない、入居できる者が著しく少数とならない、その他要配慮者の入居を不当に制限しないこと
家賃設定	○近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないこと

## 補助金の内容

### ①登録住宅に対する改修費補助

種別	国補助金(国直接)
対象地域	全国
対象工事	①バリアフリー改修工事(外構部分のバリアフリー化を含む) ②耐震改修工事 ③共同居住用住居に用途変更するための改修工事 ④間取りの変更工事 ⑤子育て世帯対応改修工事 ⑥防火・消火対策工事 ⑦交流スペースを設置する工事 ⑧省エネ改修工事 ⑨安否確認のための設備の改修工事 ⑩防音・遮音工事 ⑪居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限り) ⑫調査において居住のために最低限必要と認められた工事 ⑬居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ⑭①~⑬の工事に係る調査設計計画 ⑮居住支援法人が見守り等の居住支援を行う住宅(専用住宅)として運営するために必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上費用)
補助率等	①~⑦実施: 補助率 <b>1/3</b> かつ上限 <b>100万円/戸</b> ⑧~⑭のみ: 補助率 <b>1/3</b> かつ上限 <b>50万円/戸</b> ※①実施でEV改修を行う場合、15万円/戸加算、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室改修を行う場合100万円/戸加算 ※⑤実施で子育て支援施設の併設工事を行う場合、1,000万円/施設
要件	○ <b>専用住宅として登録することが必要</b> (原則10年間) ○入居者収入(月収 <b>38.7万円以下等</b> )及び家賃水準について一定要件あり 他

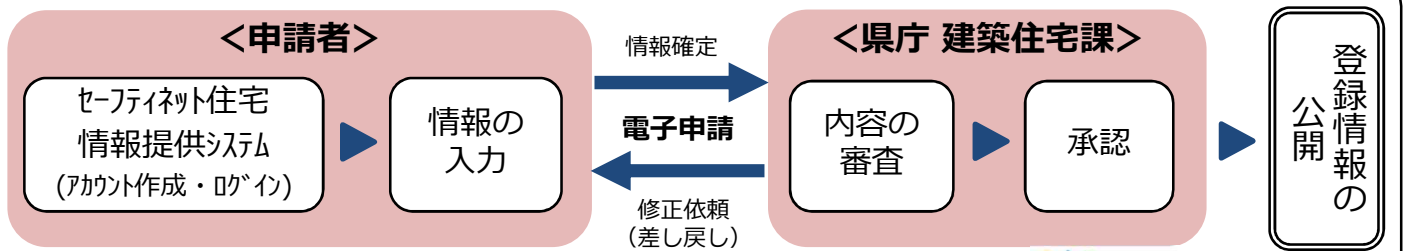
国補助金の  
詳細はこちら



②登録住宅に対する改修費が(独)住宅金融支援機構の融資対象となります。

- 手続きが簡素化され、電子申請により登録できます
- 全国システムに掲載され、広く情報提供されます

## 登録の流れ



## 登録手数料：無料



- ※申請内容に不備がある場合は差し戻しを行います。(修正完了後、登録)
- ※基本的には電子申請で行うことができますが、添付書類の提出をお願いする場合があります。

【セーフティネット住宅情報提供システム】

<https://www.safetynetjutaku.jp/guest/index.php>



## 必要書類

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| ① 登録申請書 (別記様式第一号)          | ⑤ 間取図                   |
| ② 別紙                       | (当該住宅の規模及び設備の概要を表示したもの) |
| ③ 別添 1～5                   | ⑥ 耐震性があることを確認できる書類      |
| ④ 誓約書                      | (着工時期により必要な場合があります)     |
| ※下線部は登録システムへの入力により自動作成されます | ⑦ その他、審査のために知事が必要と認める書類 |

空き家等を活用し、  
ぜひ登録をお願いします

新築物件も

1戸でも

戸建て住宅も

登録できます



※詳しい基準や様式等については、下記HPよりご確認ください。

※和歌山市内に所在する住宅の登録については、和歌山市が登録窓口です。

登録の流れ・必要書類等、詳しくは、和歌山市 住宅政策課までお問い合わせ下さい。

## 問い合わせ窓口

○和歌山県 建築住宅課 建築指導班 (県庁南別館 10F)

電話 : 073-441-3184 Mail : e0808002@pref.wakayama.lg.jp

HP : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/index.html>

○和歌山市 住宅政策課 (市役所本庁舎 8F)

電話 : 073-435-1099 Mail : jutakuseisaku@city.wakayama.lg.jp

HP : [http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/sumai\\_jyougesuidou/1001110/1018369/index.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/sumai_jyougesuidou/1001110/1018369/index.html)



【県HP】